

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

行田蓮田線	路線名
行田市大字埼玉字百塚通四九五九番一地 先から 同市大字埼玉字百塚通四八六二番一地先 まで	供用開始の区間
令和八年七月三日	供用開始の期日
平成二十八年十二月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五・八〇メートル	備考